

【第2章】都市の概況

【2-1】都市の概況整理

(1) 位置と地勢

本市は、鳥取県の東北部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は若桜町、八頭町、智頭町および岡山県と接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心都市となっています。

市のほぼ中央部には中国山地を源とする千代川が北流し、また河口付近には千代川の土砂と日本海からの風・波という自然環境のもとに形成された鳥取砂丘や、日本最大の池である湖山池、温泉などがあり、独特で豊かな自然環境に恵まれています。

市の総面積は765.31km²で、鳥取県の約21.8%を占めています。

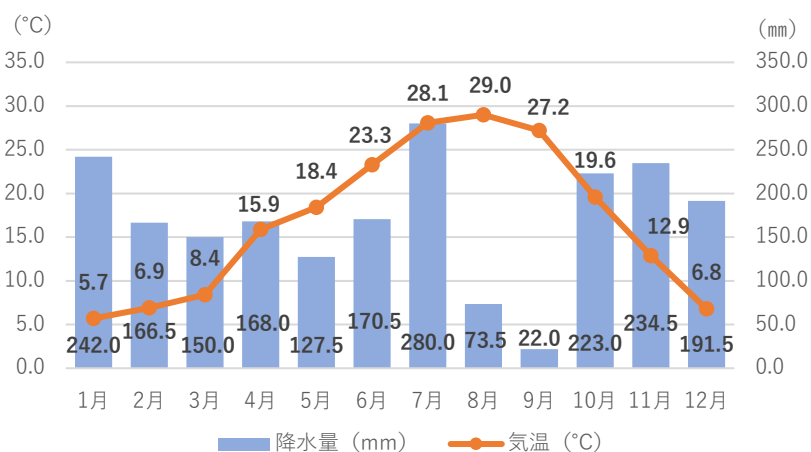
鳥取県における本市の位置図



(2) 気象

本市の気候は、日本海型気候に属しています。2024年の年平均気温は16.9℃、平均年間降水量は2049mmとなっています。

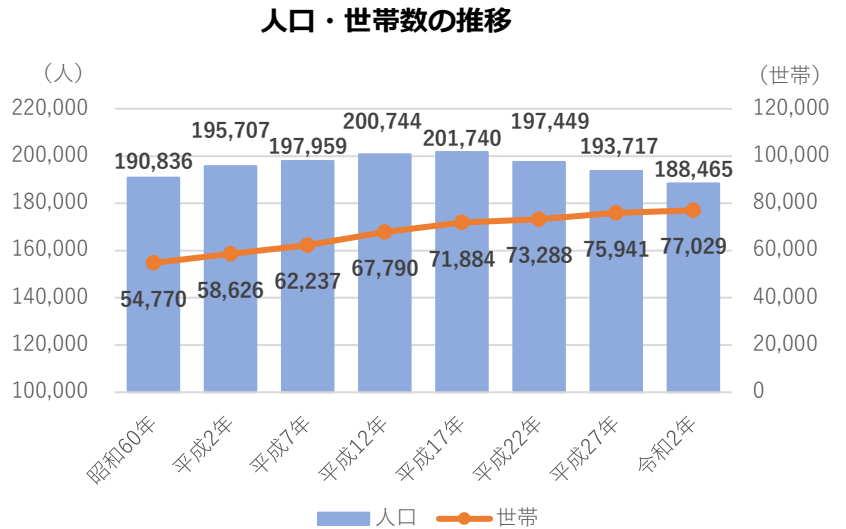
気温、降水量



出典：気象庁（鳥取气象台）2024年データ

(3) 人口と世帯

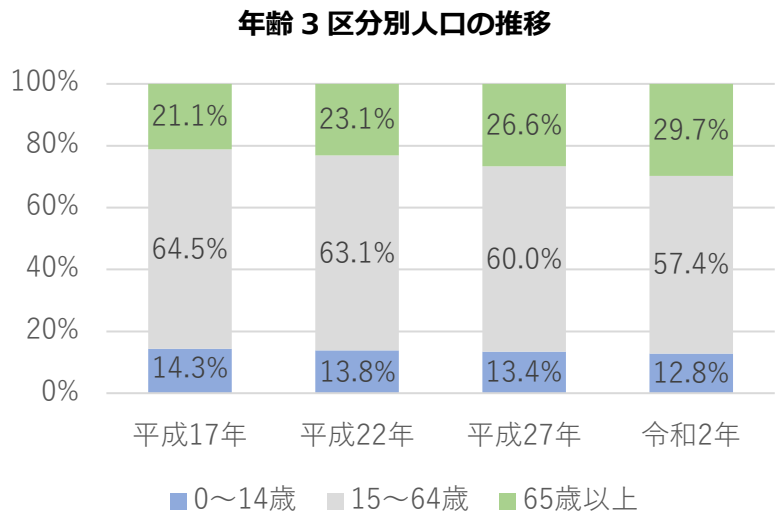
本市の人口は、平成 17 年の 201,740 人をピークとし、それ以降は減少傾向にあります。世帯数は微増傾向にあり、令和 2 年の一世帯あたりの世帯人員は 2.44 人と昭和 60 年の 3.48 人から大きく減少しています。



出典：国勢調査

(4) 年齢別人口

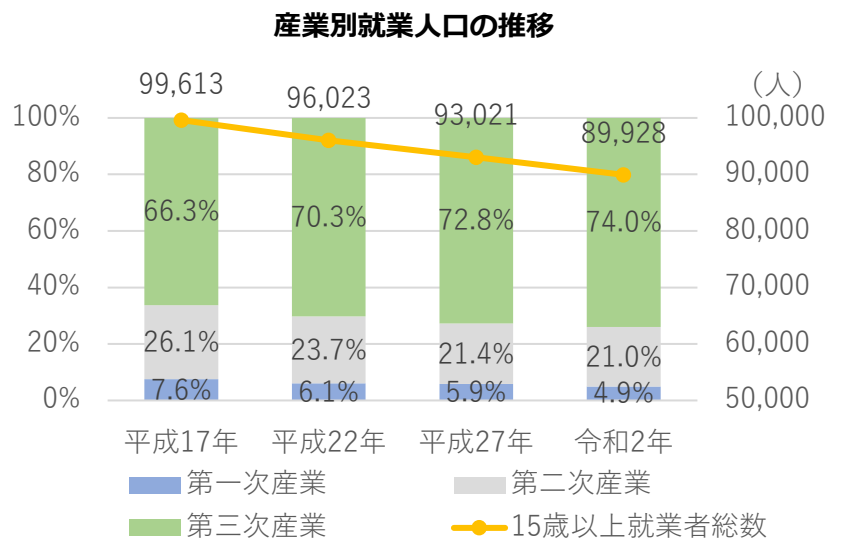
年齢 3 区分別人口の推移をみると、平成 17 年以降、老年人口（65 歳以上）は増加傾向に、年少人口（0～14 歳）は減少傾向にあります。今後一層高齢化が進展することがうかがえます。



出典：国勢調査

(5) 産業

本市の産業別就業人口の割合は、第一次産業及び第二次産業は減少傾向に、第三次産業は増加傾向にあります。



出典：国勢調査

【2-2】上位・関連計画の整理

景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観行政団体がその考え方を示し、区域を定め、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものです。景観計画では、建築物の建築等の一定の行為に対する届出・勧告に加えて、あらかじめ条例で定めた場合に建築物や工作物のデザインや色（形態意匠）に対して変更命令を出すことが可能です。

また、景観法は、国土交通省、農林水産省、環境省が三省共同で所管している法律であるため、常に広いエリアでの適用が可能となります。

本市は、令和8年4月に「第12次鳥取市総合計画」を施行し、めざす将来像として、「一人ひとりが自分の力を発揮でき、支え合いながらともに豊かに暮らせる鳥取市」を掲げています。

また、平成29年3月には「鳥取市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりの将来像として「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を掲げています。そこで、都市景観形成の方針を①良好な自然景観の保全・育成、②歴史的資源を生かした景観形成、③良好な街なみ景観の維持・形成、④美しい公共空間の形成、⑤その他の5つとし、個性ある地域景観を保全・育成し、また地域を活性化させ、新たな魅力を生み出す都市環境の形成に向け、景観形成の推進を図るとしています。

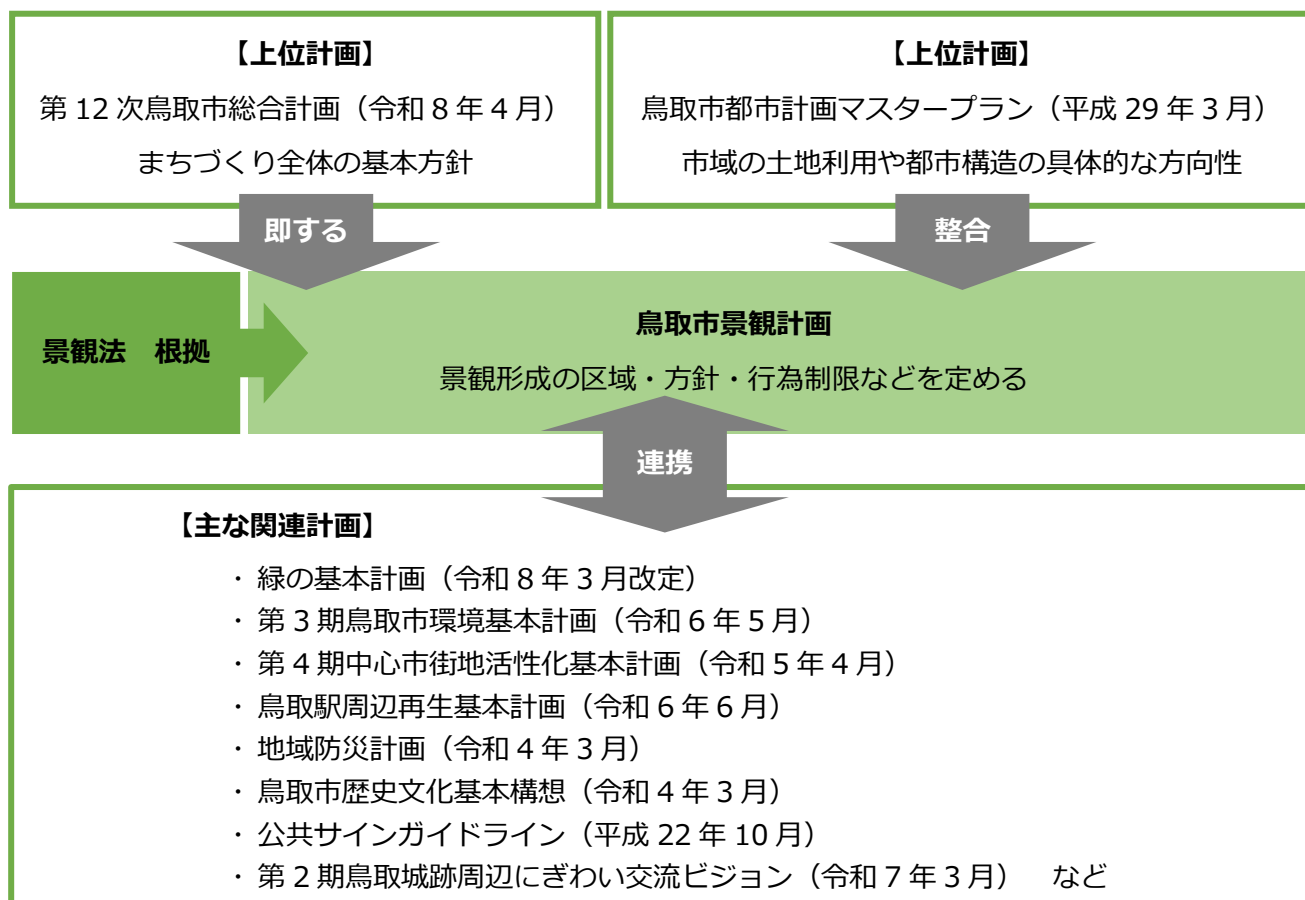
主な関連計画は下図に示すとおりです。

駅周辺の再生については、令和6年6月に「鳥取駅周辺再生基本方針」が策定されました。

「鳥取市景観計画」は、本市の政策を展望しつつ、関連計画と連携を図りながら、良好な景観の創出を目標として、その方針と実現に向けた取組の考え方を明らかにし、本市のめざすべき良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

この景観計画に基づき、都市計画などの関連する施策とも連携しながら良好な景観形成に向けた取組を進めています。

景観計画の位置づけ



■「第12次鳥取市総合計画」（令和8年4月）の概要

<p>【めざす将来像】 一人ひとりが自分の力を発揮でき、支え合いながら ともに豊かに暮らせる鳥取市 ～オアシスとっとり～</p>	
<p>【まちづくりの理念】 挑戦・協働・共生・誇り</p>	
<p>【まちづくりを支える都市のかたち】 多極ネットワーク型コンパクトシティ</p>	
<p>【まちづくりの目標】 目標1. 未来を創る人材を育み、ひとりひとりが活躍するまち 目標2. 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち 目標3. ひと、もの、ことが行きかい、にぎわいあふれるまち 目標4. 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち</p>	
<p>景観施策の展開</p>	<p>目標3 ひと、もの、ことが行きかい、にぎわいにあふれるまち 政策4 生活基盤・市街地・中山間地域・交通</p>
<p>基本施策</p>	<p>1 生活基盤の充実</p>
<p>施策の体系</p>	<p>I コンパクトシティの推進 II 緑豊かなまちづくりの推進 III 道路ネットワークの整備 IV 安全・安心な生活道路の整備・確保 V 上下水道の整備 VI 住環境の整備 ◆統一感のある景観と街なみの保存 VII バリアフリー化の推進</p>

■「都市計画マスタープラン」（平成 29 年 3 月）の概要

<p>都市づくりの将来像 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」</p>	
<p>都市づくりの基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 賑わいと活気ある市街地の再生 2. 暮らしやすい田園生活空間の創造 3. 豊かな自然環境や美しい景観・観光資源などの保全 4. 産業振興と交流・連携を促進する交通基盤づくり 5. 安全・安心でいきいきとした地域づくり 	
<p>都市景観形成の方針</p> <p>本市では、個性ある地域景観を保全・育成し、また地域を活性化させ、新たな魅力を生み出す都市環境の形成に向けて、「鳥取市景観計画」に基づき、景観形成の推進を図る</p>	
<p>1) 良好な自然景観の保全・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山のスカイラインや斜面緑地を守り、周辺建築との調和 ・海浜は松林の管理・侵食対策・建物セットバックで連続した景観を創出 ・千代川や湖山池は親水空間と緑化で潤いある水辺景観を目指す
<p>2) 歴史的資源を活かした景観形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町の歴史的街なみや文化財の保全、観光活用とネットワーク化を推進 ・歴史資源の改修・復元や住民参加による街なみ維持、地区計画の検討
<p>3) 良好な街なみ景観の維持・形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地は植栽・生け垣・建物統一で良好な街なみを形成 ・商業地は有効活用や広告物規制、デザイン統一、電線地中化を推進 ・工業団地は緑化とデザイン誘導で環境向上 ・農山漁村は田園・漁村景観の保全と再生を促進
<p>4) 美しい公共空間の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路・主要道路は街路樹・看板統一・駐車場修景で連続性を確保 ・公園・緑地や公共施設は調和のとれた植栽・修景、緑化とオープンスペース確保 ・公共サインはガイドラインで整備・維持
<p>5) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある地区（久松山山系、湖山池、因幡白兔、鹿野城下町）を景観形成重点区域に指定し、重点的に景観形成に取り組む ・景観重要建造物や樹木を指定し、保全・継承 ・フォーラムや情報発信で市民意識の向上